

## 厚生労働省「第1回 レセプト情報等の提供に関する有識者会議」 レセプト情報等のデータ提供ルール策定に向けた議論開始

2010/10/5

厚生労働省は10月5日、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」（座長：開原成允・国際医療福祉大学大学院院長）の初会合を開いた。



同会議は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて厚生労働省が構築する、レセプト情報・特定健診情報等のデータベース内のデータ

について、本来の利用目的である「医療費適正化計画の作成等に資する調査・分析」以外の用途で自治体などからデータ利用申請があった場合のデータ取り扱いについて検討する。2011年度からのデータ提供開始に向けて、データ利用の目的、必要性、緊急性などの項目で審査基準を策定し、それぞれの項目の評価を総合的に勘案した上で、データ提供の可否決定権を持つ厚生労働大臣に助言を行う。

本来の利用目的以外の用途として具体的には、厚生労働省や関係省庁、自治体が感染症等の疾患の実態把握や介護給付費と医療費の実態把握など医療サービスの質向上を目指したエビデンスに基づく施策を推進するために利用する場合と、こうした施策に有益な分析・研究や学術研究の発展に役立てるために研究機関等が利用する場合を想定している。

### ■医療機関名の特定に反発する声も

データは、保険者からデータベースに保存される過程で二重に匿名化処理が施され、処理後は患者の個人名を特定できない仕組みになっている。しかし、レセプト情報であれば医療機関は特定できるため、日本医師会常任理事の石川広己委員は、「不当な目的に使用される可能性がある」と反発。これに対し、他の委員からは、患者のアクセス状況や転院状況などを分析する際に医療機関の特定が必要だとの声が多く上がった。

また、データ保存期間は5年間を予定しているが、医薬品の副作用発生までには長期間かかる場合もあり、医療データの経年変化を分析する上でも5年間は短いとする意見が聞かれた。

このほか、データの取得・管理・提供の各段階で手順書を作成し責任の所在を明確にすべきとの意見や、提供したデータが不正利用されていないかチェックする方法、不正利用があった際のペナルティーなども検討すべきとの提案もあった。

次回開催予定は10月28日。事務局が審査基準のたたき台を用意し、具体的な議論を開始する。